

○選挙制度に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

16	番号	件名	衆議院	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	備考
		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	六月、二、五	参議院 付託 六月、二、六 (予)可決	衆議院 議決 六月、三、七 可決	衆議院 議決 六月、三、二〇 可決	
			衆議院		衆議院 付託 六月、二、五	衆議院 議決 六月、三、五 可決	衆議院 議決 六月、三、六 可決	

衆議院議員提出法律案（一件）

22	番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	衆議院	備考
		公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法改正に関する調査特別委員長 (六一、五一六)	六月、五、七	六月、五、三	参議院 付託 六月、五、三 可決	衆議院 議決 六月、五、三 可決	衆議院 付託 議決 可決	
						衆議院 議決 六月、五、三 可決	衆議院 議決 六月、五、三 可決		

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準を実情に即するよう改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 二、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

委員長報告

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、国政選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を、公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の状況に応じ、実情に即するよう改めることを主な内容とします。委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、交付基準の改善等の問題について熱心な質疑を行いました。質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第二二号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、衆議院議員の定数は正
(一) 当分の間、衆議院議員の定数は、五百十二人（現行五百十一人）とする。
(二) 当分の間、衆議院議員の次の各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

1 定数を増員すべき選挙区

- 北海道第一区 六人（現行 五人）
埼玉県第二区 四人（現行 三人）
同 第四区 四人（現行 三人）
千葉県第一区 五人（現行 四人）
同 第四区 四人（現行 三人）
東京都第十一区 五人（現行 四人）
神奈川県第三区 四人（現行 三人）
大阪府第三区 五人（現行 四人）

2 定数を減員すべき選挙区

- 秋田県第二区 三人（現行 四人）
山形県第二区 三人（現行 四人）
新潟県第二区 三人（現行 四人）
同 第四区 二人（現行 三人）
石川県第二区 二人（現行 三人）
兵庫県第五区 二人（現行 三人）
鹿児島県第三区 二人（現行 三人）

(三) 当分の間、隣接選挙区との境界を変更すべき衆議院議員の選挙区については、和歌山県海草郡の区域（現行 和歌山県第一区）は和歌山県第二区に属するもの

とし、愛媛県伊予市及び伊予郡の区域（現行 愛媛県第一区）は愛媛県第三区に属するものとし、大分県大分郡挾間町の区域（現行 大分県第一区）は大分県第二区に属するものとする。

以上の措置により、衆議院議員の選挙区別議員一人当たりの人口の最高（神奈川県第四区）と最低（長野県第三区）との格差は、二・九九倍となるものである。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三十日に当たる日以後初めて公示される総選挙から施行するものとする。

委員長報告

公職選挙法の一部を改正する法律案について委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、当面の暫定措置として、衆議院議員の総定数は一人増員して五百十二人とすること、また、議員一人当たりの人口の著しい格差を是正し、三倍未満とするため、八選挙区において各一名増員し、七選挙区において各一名の減員を行い、三選挙区の区域について隣接選挙区との境界変更を行うことを内容とするものであります。

なお、法律の施行日は、公布の日から起算して三十日に当たる日以後初めて公示される総選挙から施行するものとしております。

委員会におきましては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長三原朝雄君より趣旨説明を聴取したのち、質疑を行いました。

質疑の過程では、総定数一名増は行政改革に反するのではないか、抜本改正の時期、内容及び二人区、六人区の解消についてどう考えているか、改正案による格差二・九九倍は憲法の要求する選挙権の平等に反しないか、衆議院の選挙区は郡市を単位としているのに、挟間町のみを大分県第二区に編入したのはなぜか、衆参同日選挙は憲法に違反しないかなどの問題が取り上げられました。

これらの論点のうち、総定数増の問題につきましては、違憲状態を速やかに解消するため止むを得ない暫定措置であり、増員数がたとえ最少数の一人であるとしても、現在国、地方を通じて行政の効率化、減量化が推進されている時期に増員されることは、甚だ遺憾に存せられるところでありまして、国民の批判は強いものがあります。

委員会においても、この点の改正は遺憾であるとの指摘

があつたところでありますが、これに対しては、提案者より、「今回の改正は暫定措置であるので、御指摘の点については、抜本改正を行う際、定数の増員は行わないということ而努力してきた経緯をふまえ、議員総定数の見直しにあたりたい」旨の決意の表明がありました。

質疑を終局し、次いで、日本共産党提出の修正案について提案趣旨の説明が行われました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、上野委員、民社党・国民連合を代表して井上委員より、原案及び修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して金丸委員、公明党・国民会議を代表して多田委員より、原案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して山中委員より修正案に賛成、原案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。